

議  
町

長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

長 皆様こんにちは。5月5日には第44回寄若葉まつりが開催され、ますます若葉が目まぶしい季節となりました今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。

さて、去る5月19日に令和7年第2回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

令和7年第1回定例会以降の事業や行事などにつきましては、6月定例会において御報告させていただきますので、御了承のほうよろしくお願いいたします。

本日の臨時会でございますが、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）については地方税法等の一部を改善する法律の施行により町税条例の一部を改正する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条の一部改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

承認第2号専決処分の承認を求めることにつきまして（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については町税法等の一部を改正する法律の施行により、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部改正を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例については、地方自治法第74条第1項の規定により松田町長の在任期間に関する条例改廃請求を受理いたしましたので、同条第3項の規定により提案するものでございます。

議案第29号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許））については松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するもの

でございます。

これらの案件につきましては議事の進行に伴い私を初め副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、4月1日付で人事異動を発令し、町幹部職員に昇格や異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

まず昇格をした4名でございます。参事兼観光経済課長に遠藤洋一君。総務課安全防災担当室長に鍵和田栄君。環境上下水道課長に鍵和田龍太君。本年4月に新たに設置をいたしました生涯学習推進課長に遠藤雅典君でございます。

次に、異動について申し上げます。議会事務局長に渋谷好人君でございます。

幹部をはじめ職員については時代の潮流に対応した町政運営に取り組み、住民福祉の増進を目的として町民が安心して生活できる住環境の整備、松田町への郷土愛を育み、協働・連携・協力を積極的に進めてまいりますので、議員各位の皆様方におかれましては引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日も何とぞよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集いただけるようお願いいたします。 (13時10分)